随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区　　分	内　　容　　等	備　　考
契 約 年 月 日	令和8年7月24日	
契 約 件 名	放射線モニタデータ収集伝送システム現地インストール　一式	
契 約 金 額	7,590,000円	
契 約 の 相 手 方	神奈川県川崎市川崎区田辺新田１－１ 富士電機株式会社	
問 合 せ 先	財務部東海契約課東海契約第一係 ℡ 029－284－4473	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第１項第１号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	高エネルギー加速器研究機構（KEK）では、加速器の運転に伴い発生する放射線や放射能を継続的に監視し、職員や研究者、作業員、公衆の安全確保と環境保全を図っている。放射線モニタや排気設備の運転状況などのデータはPLCで収集・演算され、日本原子力研究開発機構が運用するJ-PARC放射線集中監視システムの放射線管理用サーバへ伝送される。 本件は、このデータ収集・伝送を行う放射線モニタデータ収集伝送システムのPLCソフトウェアおよび放射線管理用サーバのソフトウェアをインストールするものである。	
随意契約の理由	本件の対象とするソフトウェアは、富士電機株式会社が改造した放射線モニタデータ収集伝送システムのPLCソフトウェアおよびサーバソフトウェアである。また、J-PARC放射線集中監視システム放射線管理用サーバについても、同社が構築・運用・保守を継続するとともに、日本原子力研究開発機構が実施するサーバ更新作業も担当している。 本件は、改造済みソフトウェアを各施設のPLCおよび更新後のサーバへインストールし、既存システムとの整合性を確保した上で、正常な運用と品質を維持するための作業である。これを適切に実施するには、ソフトウェアの改造内容に加え、更新後サーバの構成・仕様や既設システムとの接続性・機能を十分に把握した技術的知見が不可欠である。この条件を満たし、本件を確実に実施できるのは富士電機株式会社のみであることから、本契約の相手方として同社を選定する。	